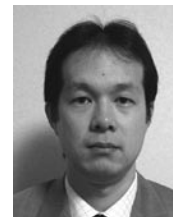


## 判例有効活用シリーズ 7

## 「均等論に頼らないための記載考」

—H17. 7. 12 知財高裁 平成 17 (ネ) 10056 から—

会員 仲 晃一



## 目次

1. 本件事案の説明
  - 1-1 争点
  - 1-2 判決において参照された明細書の記載
  - 1-3 裁判所の判断
2. 事案検討 (均等論の成立要件とは)
3. 均等論に頼らないため記載の検討 (本件事案に即して)
  - 3-1 クレーム記載考
  - 3-2 詳細な説明記載考
4. これから出願を検討されている方々に
5. 演習

.....

## 1. 本件事案の説明

## 1-1 争点

本件事案では、被控訴人製品が、本件特許（特許第 2935408 号）の特許請求の範囲に記載された構成と均等なものであるか否か、が争われました。

本件特許の発明（本件発明）は、

- A フライアッシュ成分 100 重量部に対し、
- B a 硫酸アルミニウム 1～20 重量%
- b 硫酸カルシウム 1～20 重量%
- c シリカ粉末 1～20 重量%
- d セメント成分 10～80 重量%
- とから成る添加剤 10～50 重量部

C を混合して成ることを特徴とする緑化・土壌安定化用無機質材料に関するものでした。

控訴人は、被控訴人製品が本件発明の構成要件 Bb を充足するとは認められないとしても、被控訴人製品は、特許請求の範囲に記載された構成と均等なものとして、特許発明の技術的範囲に属すると主張しました。

しかし、裁判所は、上記構成要件 Bb は、本件発明特有の課題解決手段を基礎づける特徴部分であると、これを斥けました。

なお、控訴人は、原審（H16.7.14 東京地裁 平成 15 (ワ) 6064）から、被控訴人製品はそもそも上記構成要件 Bb を充足するものであると主張していましたが、

いずれの証拠によっても被控訴人製品における硫酸カルシウムの添加剤全体に占める含有割合が 1～20 重量パーセントの範囲に含まれると認定することができなかったことから、控訴人の主張には理由がないとされています。これは、アルミニウムがフライアッシュ以外のセメントや硫酸アルミニウムに含まれることや、カルシウムがフライアッシュ以外のセメントや硫酸カルシウムに含まれることなどにより、結果として、被控訴人製品における構成要件 B の各成分が分析不能であったことによるものです。分析不能な構成要件については、判例有効活用シリーズ 5 をご参照下さい。

## 1-2 判決において参照された明細書の記載

本件事案において裁判所は、本件明細書のうちの【従来の技術】、【発明が解決しようとする課題】、【課題を解決するための手段】および【発明の効果】の全般にわたって、非常に多くの記載を参照しています。

なかでも、「硫酸カルシウムは、硫酸アルミニウムの場合と同じように、スラリーを調製したときに水に溶解して解離し、灰成分の凝集を引起し、また灰成分と反応してエトリンジャイトやケイ酸カルシウム水和物を生成する。この硫酸カルシウムの割合は、添加剤の全量に対し、1～20 重量%に設定される。この割合が 1 重量%より少ないときは上記した効果が十分に発揮されず、逆に 20 重量%より多くなると、硫酸カルシウムそれ自体は石こう成分であるため、調製されたスラリーの石こう化が始まって固くなり、吹付け施工が行いにくくなるからである。」（段落番号【0018】）、との記載をはじめ、構成要件 B の各成分の混合割合に関する記載を参照している点が注目されます。

## 1-3 裁判所の判断

上述のとおり、本件事案は、アルミニウムがフライアッシュ以外のセメントや硫酸アルミニウムに含ま

れ、カルシウムがフライアッシュ以外のセメントや硫酸カルシウムに含まれるという事実がありながら、本件明細書にフライアッシュやセメントの成分までも特定し得る記載がなかったことから、被控訴人製品が構成要件 Bb を充足するとは認められず、控訴人は均等論を主張せざるを得ませんでした。

控訴人は、「客土、種子、養成剤、肥料、土壌改良剤、促進剤、土壌固結剤（糊剤）などを所定の割合で混合して成る混合物を水に懸濁してスラリー客土とし、得られたスラリー客土を例えばラス網が張設されている法面に吹付けて、当該法面を所望厚みの吹付け面で被覆する工法」において、糊剤の硬化に2、3日を要し、硬化前の降雨で吹付け面全体が流亡したりするなどの問題があったところ、本件発明は、上記の先行技術だけが公知であったときに、硫酸アルミニウムおよび硫酸カルシウムを添加剤に含めることによって、上記問題を解決して土壌を安定化することができるようにしたものであるとし、本件発明の本質的部分は、硫酸アルミニウムと硫酸カルシウムを添加剤に含める点にあるのであって、これらを特定の割合で混合することは本件発明の本質的部分ではないとして、均等論を主張しました。

このとき、控訴人は、『これを硫酸カルシウムについてみると……被控訴人製品は、硫酸カルシウムの含有量が23.8重量%であって、本件発明の構成要件 Bb との間に3.8重量%の差があるにすぎないところ、この程度の差は、硫酸カルシウムの石こう化による固化をいくぶんか促進し、調整されたスラリーの固化にいくらかの違いを生じさせる程度であって、スラリーの固化時間や粘度は、吹付け施工時に適宜調整するものであるから、硫酸カルシウムの含有量が20重量%以下であることは、本件発明の本質的部分ではない。』としています。

しかし、このような主張に対して、裁判所は、まず本件発明は、上記のような従来の問題を解決することを目的として、「添加剤が硫酸アルミニウム1ないし20重量%、硫酸カルシウム1ないし20重量%、シリカ粉末1ないし20重量%、セメント成分10ないし80重量%からなり、フライアッシュ成分100重量部に対し添加剤10～50重量部を混合すること」という構成を採用することにより、吹付け施工後、1ないし3時間程度経過すると団粒化が起り通常の降雨量で

も流亡することがないなどの作用効果を奏するものであることが認められるため、本件発明の本質的部分は上記のような特定の範囲内の混合割合を用いることであると認められるとしています。

そして、特に硫酸カルシウムについて、被控訴人製品において硫酸カルシウムの含有量を23.8重量%にしても本件発明の目的を達することができ同一の作用効果を奏するとの主張などをするのであれば、そもそも本件発明の特許出願の際に、硫酸カルシウムの含有量を1ないし20重量%の範囲に限定するとは考え難いと述べ、それにもかかわらず控訴人はあえて限定しているため、本件発明特有の課題解決手段を基礎づける特徴的部分は、硫酸アルミニウムと硫酸カルシウムを添加剤に含めるというにとどまらず、特定の混合割合の硫酸アルミニウムと硫酸カルシウムを添加剤に含めるところにあるというべきであると判断しています。

これは、出願人が、硫酸アルミニウムおよび硫酸カルシウムを特定の混合割合で添加剤に含めることに本件発明の本質があると認識しており、その認識に基づき権利を請求している、と認定されたものと考えられます（発明認識論 or 意識的限定論）。

確かに、控訴人が硫酸カルシウムの含有量が本件発明の本質的部分でないとは主張するのであれば、客観的に考えても、出願当初から特許請求の範囲に硫酸カルシウムの含有量を記載しなかったり、また、少なくとも明細書にその旨を記載されていて然るべきでしょう。しかし、上述のような主張と実際の特許請求の範囲および明細書の記載とのギャップから、控訴人の主張は採用してもらえませんでした。

なお、上記のような裁判所の認定から判断からすると、裁判所は、数値範囲に均等論主張が認められ得ることを前提にしているように見受けられます。

## 2. 事案検討（均等論の成立要件とは）

皆さんご存知のとおり、均等論とは、特許請求の範囲に記載された発明と均等な発明はその技術的範囲に属するという理論です。この理論のもとでは、一般的に、特許請求の範囲の発明と本質的部分が同一であれば、他の微細な部分でのみ異なる製品を製造、販売などする行為は、特許権の侵害となります。

例えば、蛋白質で数百個のアミノ酸の配列のなかで

アミノ酸1個だけが違っていた場合、当然にクレームとして書かれたものとは同一ではありませんが、アミノ酸1個だけ置換して機能などが変わっていないのであれば、すなわち「均等」であって技術的範囲に属するとする考え方です（なお、実質同一と判断される場合もあります）。

このような均等論は、特許発明の技術的範囲を拡げる方向に働くものであり、1980年代からの米国におけるプロパテント主義を象徴するものとして培われた理論とされています。我が国においても、ポールスプライン事件（最高裁平成6年（オ）第1083号同10年2月24日第三小法廷判決・民集52巻1号113頁）において、最高裁が初めて均等論およびその成立要件を積極的に認め、それから侵害訴訟において多用されるようになりました（もっとも、認められるケースはかなり少ないようですが）。

そして、均等論においては、特許請求の範囲に記載された構成中に対象製品な異なる部分（置換部分）が存する場合であっても、①上記置換部分が特許発明の本質的部分ではなく（非本質的部分であり）、②上記置換部分があっても同一の作用効果を奏し特許発明の目的を達することができ（置換可能性）、③当業者が対象製品の製造時に上記置換を容易に想到することができ（置換容易性）、④対象製品が特許発明の出願時の公知技術と同一または当業者が容易に推考できたものではなく、⑤対象製品が特許発明の出願手続において意識的に除外したなどの特段の事情もないとき、上記対象製品は特許請求の範囲に記載された構成と均等なものとして特許発明の技術的範囲に属するものと解されます。

上記①～③は積極的要件として特許権者側が主張する要件であり、上記④～⑤は消極的要件として侵害者側が主張する要件です。

本件特許のクレームには各成分の混合割合が規定されています。そして、これら混合割合すべてが本件発明の効果を得るために不可欠なのであれば、その混合割合を外れる部分では本件発明の効果を得ることができず、本件事案において裁判所が判断したように、混合割合も本質的部分のうちの一つであると言ってもよいでしょう。なお、本質的部分に関する議論は、均等論の別の要件である置換可能性（上記②）などにも関係しているようにも見受けられますが、判断の対象と

されているのはあくまでも均等論の入口である上記①の要件についてです。

特許権者である控訴人は、混合割合は必ずしも本質的部分ではないと主張してはいるのですが、結局は特許請求の範囲および明細書の記載から上記混合割合は本質的部分であり、それを外れる部分には均等が及ばないと認定され、上記の主張は認められませんでした。

### 3. 均等論に頼らないための記載の検討（本件事案に即して）

出願人や明細書の書き手にしてみれば、例えば従来技術からの区別ができている、実際に実験を行って得た具体的な態様（実施例における具体的な組成など）とその効果が得られた場合、その具体的な態様さえクレームに記載すれば、比較的容易に特許を取得できると思ってしまうそうです。そして、得られた特許権の効力も広く強いものと思いがちです。

実際には、クレームにおける構成要件の書き方次第によってその特許権の効力は変わってきますから、クレームに何をどこまで記載するかという問題は非常にセンシティブであり、詳細に検討する必要があります。

特に均等論は、本来クレームに記載されていないものにまでその範囲を拡げるものであり、上記のように厳格な要件が課されていますので、そもそも均等論を主張しなくても済むようにクレームを記載できないかを考えることが重要でしょう。やむをえず均等論を主張する場面を先回りした場合、クレームに記載された構成要件には本質的部分もあれば非本質的部分もありますので、構成要件の軽重、取捨選択など、相当の工夫が必要になってきそうです。

また、特に最近の査定系の判決では、特許法第36条違反を理由に、無効や拒絶にされる案件が増えていますので、この点からもクレームおよび発明の詳細な説明の記載を十分に検討する必要があるかと思えます。

以上のような観点から、第一に均等論に頼らないことを前提にして、第二にやむをえず均等論を主張せざるを得ない場合を想定して、如何に発明をクレームに記載するか、また、何をどこまでクレームに記載すべきかについて、検討してみたいと思います。

なお、以下においては、本件事案における特許発明と類似する例として、発明者が、「成分A：15重量%、成分B：15重量%および成分C：70重量%を含む組

成物を作ったら、従来に比べて塗工性も膜強度も優れた防水塗料が得られた。」と、特許出願を希望してきた場合を想定します。

### 3-1 クレーム記載考

#### 3-1-1 均等論の主張を不要とするための記載

まず、均等論はその成立要件を立証することが困難ですので、まずは均等論を主張する必要がない記載、すなわち均等論に頼らない記載を考える必要があります。

これについて最も短絡的に思いつくのは、クレームに記載する構成要件をできるだけ少なくし、非本質的部分となる構成要件を記載しないことです。ただし、非本質的部分は、発明の詳細な説明に、任意成分として具体的に明記しておくことが重要です（判例有効活用シリーズ2参照）。

もしクレームに1つの構成要件として本質的部分しか記載されていないのであれば、特許発明と対象製品と対比した場合に、構成において相違する部分（すなわち置換部分）が生まれる余地が少なくなり、均等論を主張しないまでも、直接侵害を問うことが可能になると言えるでしょう。

もちろん、クレームに記載されている発明は明確でないといけないという記載要件が課せられていますので（特許法第36条第6項第2号）、構成要件が少ない場合はこの要件に違反すると言われるおそれがあります。したがって、クレームには発明のすべての構成要件を記載すべき（しかもできるだけ詳しく）との考え方もあります。

しかし、すべての構成要件について発明の詳細な説明中の記載でしっかりとフォローしておけば、少なくとも審査の過程で他の構成要件をクレームアップする補正が可能ですので、より広く強いクレームとするためにも、とりあえずは構成要件を最小限にしたアプローチを試してみるのも一考ではないでしょうか。

上記の例で、本件事案において控訴人が主張したのと同様に、上記組成物に成分Aおよび成分Bを加えたことのみによって、従来技術に比べて優れた塗工性および膜強度が得られるのであれば、  
「成分A：10～20重量%（本質的部分）と、成分B：10～20重量%（本質的部分）と、を含む防水塗料用組成物。」や、

「成分A（本質的部分）と成分（本質的部分）Bとを含む防水塗料用組成物。」

と記載することが考えられます。

なお、このようなクレームの記載においては、「防水塗料組成物」の一般的組成が当業者に自明であること、または発明の詳細な説明において、当業者が「防水塗料組成物」を実施可能な程度に記載されていることが要求されます（以下、同様）。

#### 3-1-2 均等論の主張を先回りした記載

とはいえ、上記のような記載要件を考慮すると、必ずしも構成要件を1つに絞ってクレームを建てることは容易ではありません。このような場合、クレームに複数の構成要件、すなわち本質的部分と非本質的部分とを記載せざるを得ないため、均等論の主張をより容易にすべく非本質的部分であることを明示する記載をしておくことが考えられます。

それでは具体的にどのようにクレームを記載すればよいでしょうか。

#### 方法1：個々の構成要件の拡大

一般的には、これに追加の実験や発明者などの経験を考慮して、上記の例におけるピンポイントの発明からより広い発明とするために、

「成分A：10～20重量%と、成分B：10～20重量%と、成分C：60～80重量%と、を合計100重量%で含む防水塗料用組成物。」

というように、構成要件たる各成分の含有量（混合割合）に幅を持たせつつ、すべてをクレームに記載することが考えられます。

この方法は発明の捉え方および特定の仕方としては極々一般的なものですが、本質的部分となり得る個々の構成要件の範囲を拡げることになりやすいため、均等論の主張を想定した一つの有効な方法と言えるでしょう。

ただし、実施可能要件およびサポート要件を具備するように、実施例を豊富に記載しておくことが無難です。

#### 方法2：構成要件の取捨選択

一般的に、クレームの構成要件を増やしたり限定を加えたりすればするほど、発明の範囲は狭くなり、かつ非本質的部分がいずれの構成要件なのかが不明確になると言えます。

そこで、上記方法1に加えて、上記組成物の効果である塗工性および膜強度に着目して、それぞれの効果にどの構成要件が密接に関係しているかを検討することが考えられます。

例えば、成分Aを10～20重量%にさえすれば、残りの成分BおよびCの含有量をわざわざ特定しなくても優れた塗工性を実現することができる、という知見が実験などによって得られれば、効果に対応した構成要件（本質的部分）に着目して、クレームに、「成分A：10～20重量%（本質的部分）と、成分Bおよび成分C：80～90重量%（非本質的部分）と、を合計100重量%で含む防水塗料用組成物。」と記載することが考えられます。

もっと極端なことを言えば、これは上記3-1-1にも共通しますが、「成分Aを10～20重量%（本質的部分）含む防水塗料用組成物。」と記載したりすることも可能かも知れません。ただしこの場合も、成分BやC、更には他の塗料成分、添加剤も、任意成分と明記したうえで、発明の詳細な説明中に具体的に記載しておくことが重要です。

### 方法3：two-phase 記載

また、本質的部分と非本質的部分とを明確に分けたクレームの記載方法として、two-phase 形式があります。

この方法の場合も、上記方法2と同様に、例えば、成分Aを10～20重量%にさえすれば、残りの成分BおよびCの含有量をわざわざ特定しなくても優れた塗工性を実現することができる、という知見が実験などによって得られれば、発明の特定用要素と、効果に対応した特徴付け要素とに分け、クレームに、「成分Aと成分Bと成分Cとを含み（特定用要素）、成分Aを10～20重量%含む（特徴付け要素）防水塗料用組成物。」と記載することが考えられます。

なお、特定用要素と特徴付け要素に分けて記載する考え方については、判例有効活用シリーズ6をご参照下さい。

以上のように上記方法1～方法3によれば、より確実に構成要件を本質的部分と非本質的部分とに対応さ

せることができ、均等論の主張も比較的容易になると思われます。

もっとも、これらは、上記のような知見を得るために更なる実験が必要になったりして発明者に労力をかけてしまうことが多く、実際にはなかなかできないかもしれません。そういう意味では、より広くより強い権利を得るためには、明細書の書き手、知財部の担当者および発明者が、歩調を合わせて協力し合うことが必要になると思われまます。また、単一性の要件を満たさないとして拒絶理由が打たれるかもしれませんが、広く強い権利の取得のために分割出願などで対応すればよいでしょう。

本件事案において上記のような記載をして特許が成立していたとすれば、上述した裁判所による、「本件発明特有の課題解決手段を基礎づける特徴的部分は……特定の混合割合の硫酸アルミニウムと硫酸カルシウムを添加剤に含めるところにあるというべきであり……これが本件発明の本質的部分である。」との認定に対し、何らかの影響を及ぼすことができたのではないのでしょうか。

### 3-2 詳細な説明の記載考

つぎに、発明の詳細な説明は、基本的にクレームに記載された発明を説明するものですから、上記3-1-1の場合も上記3-1-2の場合にも、それぞれクレームに対応した記載をすることになります。

しかし、均等論の主張を不要とするための記載は少し想定しにくく、とにかく任意の構成要件も多数かつ具体的に記載しておくべきでしょう。ここでは均等論の主張を可能にすることができそうな記載について考えてみたいと思います。

上記の例のように、「成分A：15重量%、成分B：15重量%および成分C：70重量%を含む組成物を作ったら、従来に比べて塗工性も膜強度も優れた防水塗料が得られた。」という事実に基づいて、広く「成分A：10～20重量%と、成分B：10～20重量%と、成分C：60～80重量%と、を合計100重量%で含む防水塗料用組成物。」をクレームに記載するような場合、明細書の書き手としては、審査においてこれらの構成要件に基づいて発明の新規性および進歩性を主張し得ることを意図しながら、発明の詳細な説明を記載することが多々あります。

例えば、「成分 A が 10 重量%未満であると十分な膜強度が得られず、20 重量%を超えると塗工性に劣る。」といった具合に、構成要件の混合割合を外れるとその発明の効果が得られないというような否定的な表現を用いて範囲の臨界的意義を発明の詳細な説明に記載することが多々あります。

しかし、このようなプラスに働かせることを意図して記載した内容であっても、均等論の主張においては権利者側の首を絞めるような方向に働いてしまうこととなります。なぜなら、均等論は、クレームに記載の範囲を超えても発明の技術的範囲に入るものと解釈するものだからです。そうであるにもかかわらず、上記のような記載があると、上記混合割合を外れる部分についてはその発明の効果が得られないとして否定しているのですから、上記混合割合はその発明の本質的部分であると自認しているのと同じことになるでしょう。

したがって、上記の例においては、例えば、「成分 A が 10 重量%以上であればより確実に十分な膜強度が得られ、20 重量%以下であれば適切な塗工性をより確実に保持することができる。」といったように、肯定的な記載としておくのがよいと思われます。

本件事案における硫酸カルシウムについていえば、例えば、「この硫酸カルシウムの割合は、添加剤の全量に対し、1～20 重量%に設定されるのが好ましい。この割合が 1 重量%以上であれば上記した効果がより確実かつ十分に発揮され、20 重量%以下であれば、硫酸カルシウムそれ自体は石こう成分であるにもかかわらず、調製されたスラリーの石こう化が始まりにくく、吹付け施工より確実かつ容易に行うことができるからである。」と肯定的な記載をしていけば、この部分の記載に基づいて、上述したような裁判所の認定に対して何らかの影響を及ぼすことができたのではないのでしょうか。

ただし、上記のような肯定的な記載を可能とするためには、実施例の記載にも注意する必要があります。実際の実験結果の如何によっても変わりますが、上記混合割合を外れた部分において、明らかに膜強度も塗工性も劣ってしまうのであれば、そもそも均等論を主張する余地は無いと言うべきと思われます。他方、少し劣るに過ぎないのであれば、実施例の結果とともに上記のような発明の詳細な説明の肯定的表現を根拠として、裁判所に均等論を肯定的に判断してもらえよ

うに主張することも可能であるように思われます。

#### 4. これから出願を検討されている方々に

一般的に、クレームを記載する場合には、発明の構成要件が何なのかを特定したうえで、特に混合割合などの数値限定がある場合には、上限値および下限値について、なぜその値を規定したのかという技術的な理由を発明の詳細な説明に記載するとともに、その数値範囲を選んだ意義をサポートする実施例や比較例を記載することが求められます。

そして、出願時に、全ての構成要件や数値限定についてクレームに記載したり、数値限定について範囲外を否定するような記載ぶりをしてしまうことは、発明者や明細書の書き手の心理としては願けなくもありません。従来技術を叩き台にしてその発明の新規性や進歩性を主張してこそ、特許を得ることができると言えるからです。しかし、その結果、均等論の主張の妨げになることも、本件判例の示すところでは

そこで、上述のように、発明の構成要件を個々の効果に対応させて分類すれば、クレームに何をどの程度記載すべきかが見えてくるのではないのでしょうか。

#### 5. 演習

つぎに発明の構成要件と本質的部分の選択、および発明の詳細な説明の記載について、いくつか演習を試みたいと思います。

なお、本件事案における特許権の審査ではどのような補正や意見がなされたかはわかりませんが、クレームはほぼすべての構成要件を規定した形で特許されているものと見受けられます。当該技術分野における従来技術の状況などに応じて、このように、出願当初からクレームに限定に限定を加えてピンポイントで権利化を狙うという戦略ももちろんあります。より確実な権利化という観点からはそのような戦略もよいと思われます。

しかし、本稿では、あくまでも均等論の助けを借りない、または均等論の主張を妨げないという観点から、クレームに記載する構成要件をできるだけ絞ったり、発明の詳細な説明の記載を工夫したりするものでありますので、審査の過程で他の構成要件をクレームアップし、クレームの記載要件を満たしたり引用された先行技術を回避したりすることができるように、発明の

詳細な説明は十分に記載しておかれることをお勧めします。

### 5-1 演習 1

「10～20 重量%の化合物 A と 30～40 重量%の化合物 B とを含み、接着強度および耐候性について優れた効果を有する接着剤用組成物。」に関する発明について出願依頼がきた。化合物 A が主として接着強度に寄与し、化合物 B が主として耐候性に寄与するという。

(1) 化合物 A および化合物 B の含有量に関し、発明の詳細な説明にはどのような記載をしておくことが考えられるか。

(2) 実施例および比較例としてどのような記載をしておくべきか。特に、どのような組成の接着剤用組成物について実施例および比較例を準備し、その結果をどのように評価して記載しておくべきか。

(コメント：発明の効果に対応した構成要件を選択することが必要です。実施例については、どのような結果と説明があればよいかを考えてみてください。)

### 5-2 演習 2

研究者（依頼人）が、「従来は a と b とを 3：1 の重量比で混ぜることによって青色の発色性に優れた食品

着色剤が用いられていたが、今回、更に c と d とを追加することにより、青色の発色性を一切損なうことなく、長期にわたって保存できるようになった。」とってきた。ただし、c は酸化防止剤として公知であった。

- (1) どのように聞き取るか。
- (2) どのようなクレームを建てるか。
- (3) どのように開示（記載）を充実させるか。

(コメント：新たな効果とそれを実現し得る構成要件に着目して発明の本質を把握するための練習と、それを的確に表現しかつ明確に記載する練習です。)

#### 注

(1) なお、この〈判例研究と演習〉は、題材を現実の判決例に求めていますので、勢い、対象となった明細書の記載振りに言及し、論じている場合もあります。しかし、それはその明細書自体を切り刻み批判するものではなく、ただ、研究とこれからの実務に役立てたいがためのものであります。

採りあげます事件における特許明細書はいずれも、特許となりかつ無効理由もない優れた明細書であることをここに申し述べておきます。

(2) 演習は、解答（正解）が何かを求めるものではなく、「如何に広く権利を取得でき、かつ争いを少なくするにはどうしたら良いか」をテーマとしたものでありますから、出願人の戦略（どのような実施形態が出願人の製品戦略となるか、など）によって、方針が異なります。悪しからずご了承ください。

(原稿受領 2006.12.28)